

岐阜県ヤングクラブバレーボール連盟 細則

(コンプライアンス違反の例)

第1条 コンプライアンス規則第4条に規定されている法令等の違反例として以下の行為がある。

- (1) 試合、交流試合及び練習等（以下「試合等」という。）において、酒気を帯びて指導すること。また、喫煙をする場合に、施設の使用規定を遵守して適切な場所において喫煙しないこと。
- (2) 試合等において、不作法な行為、屈辱的な行為及び暴力的な行為をすること。
- (3) 青少年の技能向上が図れる機会（例えば選抜チームに選出される等）に正当な理由なく選手を派遣しないこと。
- (4) 選手の進路に影響を与える目的で、不正な行為を行うこと（選手登録などの不正な取り扱い）や心理的な影響を与えること（進路に影響を与える者をベンチに座らせるなど）。

(試合等における責務)

第2条 チームスタッフの責務としては、以下の例がある。

- (1) 抽選会及び代表者会議で説明、確認及び決定された事項をチーム全員と応援関係者に必ず周知し遵守させること。
 - (2) 本連盟主催試合において、各種の競技規則及び施設の使用規程について、チーム関係者（加盟団体や加盟を希望する団体の役員、スタッフ、選手及び選手の保護者等）及び応援関係者（チーム関係者と一定の関係性を有し、応援する者をいう）に必ず周知し、遵守させなければならない。
 - (3) 本連盟主催試合の試合に参加の際には、選手の健康状態を再確認するとともに、大会期間中の選手の健康管理には、十分留意しなければならない。
- 2 チームの責務としては、以下の例がある。
- (1) 開会式、表彰式及び閉会式に選手6名以上が上下統一されたユニフォーム又服装（シューズは除く。）で整列しなければならない。
 - (2) 本連盟が主催する大会期間中、及び大会における移動中に生じた事故並びにその他の傷害については、本連盟は一切その責任を負わない。従って、チームは、必ずスポーツ安全保険等に加入すること。

(他カテゴリーとの連携)

第3条 岐阜県中学校体育連盟及び岐阜県バレーボール協会中学校部に所属する選手を構成員に持つ加盟団体は所属チームと密に連絡とり大会や練習日程等の調整を行うものとする。

(競技会及び講習会等)

第4条 本連盟が主催する競技会及び講習会は、次のとおりとする。

- (1) 全国大会岐阜県予選大会
- (2) ヤングクラブバレーボール大会
- (3) 審判講習会
- (4) 指導者講習会
- (5) 前各号に定めるほか、理事会で開催を決めた競技会又は講習会

(競技規則)

第5条 競技規則の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 抽選会及び代表者会議における確認・決定事項
- (2) 大会要項
- (3) 本連盟細則
- (4) 本連盟規約
- (5) 岐阜県バレーボール協会（以下「県協会」という。）規約一式
- (6) 日本ヤングクラブバレーボール連盟（以下「日ヤングクラブ連」）規約一式

- (7) JVA制定の競技要項（以下「JVA競技要項」という。）
- (8) JVA制定の6人制バレーボール競技規則（以下「6人制競技規則」という。）
- 2 ユニフォームは、「6人制競技規則」に規定されているとおりとする。なお、全国大会に出場するチームは、全国大会の要項及び規程に準ずるものとする。
- 3 部長、監督、コーチ、マネージャー、トレーナー及びドクター（以下「ベンチスタッフ」という。）は「6人制競技規則」のとおりとする（部長は、国内大会の特別競技規則の附則の6による）。
- (1) 監督、コーチ は公益財団法人日本スポーツ協会のバレーボールの公認指導者資格（コーチ1～4、以下「公認資格者」という。）を有する者であること。
- (2) トレーナー及びドクターは、公益財団法人日本スポーツ協会に有効登録された有資格者とする。
- 4 選手については、「JVA競技規則」、「6人制競技規則」に準ずる。
- 5 審判団（主審、副審、ラインジャッジ及び記録）については、次のとおりとする。
主審・副審は、全国大会と同様に帯同審判員制をとる。帯同審判員は、日本協会公認審判員が望ましい。各チームで日本協会公認審判員を養成すること。全国予選会および県外大会は、日本協会公認審判員資格が必要となる。
審判団として任務にあたる時は、割り当てられた任務に専念するとともに、任務にふさわしい服装（審判服が望ましいが、これが着用できない場合には、審判服に準じるように上下とも整った服装）で参加すること。
- 6 会場使用については、その会場の使用規則に合わせ、会場担当競技委員から出される指示に従うこと。

（大会要項）

第6条 本連盟が主催、主管する大会の要項及び全国大会への推薦条件は理事会または役員会において審議し決定する。

（諸行事の中止等）

- 第7条 理事長は、災害が発生した場合、感染症に関する緊急事態宣言が発令された場合、及び気象に関する警報が発令されるなどした場合（以下、これらをあわせて、「災害・緊急事態等の場合」という）は、本連盟が主催する事業及び会議を中止、延期又は一部延期することができるものとし、その取り扱い、及びその後の処置は、対象となった事業あるいは会議に応じて、理事会又は役員会において審議し決定する。
- 2 理事長は、災害・緊急事態等の場合、加盟団体及び準加盟団体に対して、相当の期間を定めて、練習及び練習試合の中止などを要請することができるものとする。なお、理事長は、制限の対象となる活動及び期間を定める際には、本連盟に関連する団体の状況、県や市などの公的機関や公立学校の活動の状況等を参考とする。

（強化型の本連盟への加入申請及び手続）

- 第8条 登録規則に定めるチームの加入申請に関する手続等は、次の方法による。
- (1) 加入申請は、本連盟事務局長に対し、加入申請書、及び事務局長が指示する書類（活動調査票等）を提出する。
- (2) 加入申請チームの活動調査は、資格等審査委員長が、理事の中から選出した調査補助者とともに相当と思われる方法にて行い、調査結果を役員会に報告する。
- (3) 仮登録の審査は、申請書類等の提出及び活動調査等が終了した後、最初に開かれる理事会で行う。
- (4) 本登録の申請は、仮登録が承認されたチームが、第8条の2に定める連盟の活動に参加し、継続して原則1年以上チームとしての活動がなされている場合に行うことができる。
- (5) 本登録の審査は、本登録の申請書類等の提出及び活動調査等が終了した後、最初に開かれる理事会で行う。
- (6) 理事会が行う仮登録及び本登録の審査は、チームからの提出書類に加え、役員会の活動調査結果の報告、当事者からの聴き取りなど、適宜の方法で行うものとする
- (7) 加入申請（本登録の申請を含む）をしたチームは、本連盟（本連盟から調査の委託

を受けた団体及び個人を含む)が、審査のために必要と判断し実施する調査(チーム関係者や第三者等への聞き取りや、活動場所での活動確認等)に協力する。

- (8) 仮登録が承認されたチームが、理事会で本登録の承認を得られなかった場合、当該チームが、仮登録の要件を充たし、かつ、当該チームが仮登録の継続を希望する場合は、引き続き仮登録チームとして活動し、次年度に本登録の申請を行うことができる。

(強化型の仮登録チームの本連盟における活動)

第8条の2 仮登録が承認されたチーム(以下、「仮登録チーム」という)の本連盟における活動は、次のとおりとする。

- (1) 仮登録チームは、仮登録が承認された理事会以後、当連盟の準加盟団体となる。
- (2) 準加盟団体となった仮登録チームは、加盟団体と同様に、登録料等を支払うとともにJVAのMRSに、チーム、チームスタッフ及び選手登録を行い、以後、本連盟が主催もしくは主管する大会(但し、全国大会予選会を除く)への参加資格が認められる。
- (3) 仮登録チームは、本連盟の活動に協力し、本連盟の規約、規則及び細則等を遵守する。
- (4) 仮登録チームは、理事の選出権限を有しないが、理事会の許可を得て、仮登録チーム代表者が理事会を傍聴することができ、理事会において、議長の許可を得て意見を述べるすることができる。

(普及型の本連盟への加入申請及び手続)

第8条の3 本連盟への普及型のチーム加入の手続は、次のとおりとする。

- (1) 加入を希望するチームは、4月末迄に連盟への加入申請書を事務局に提出する。
- (2) 加入申請書を提出後、5月末迄にJVA-MRSでのチーム登録及び選手登録、登録料を完了する。
- (3) チームスタッフ、帯同審判は強化型と同じとする。
- (4) 単年度登録でも可とする。

(登録)

第9条 登録規則第5条に規定されているその他の登録手続きについて、次のとおりとする。

- (1) 本連盟への登録は、JVAの登録方法に準じての登録のみとする。
なお、登録に関して疑義が生じた場合は、理事長と協議するものとする。
 - ア チーム登録
毎年の登録の開始日はJVAの登録開始日とする。
登録料は、理事会で定める金額とし、登録が承認されたら速やかに会計に納入しなければならない。
 - イ 個人登録
毎年の登録の開始日はJVAの登録開始日とする。
登録料はJVAの規定のとおりとする。(注)年齢は各年度の4月2日時点。
ただし、選手がJVAメンバーとして個人登録するには、加入するチームの責任者の承認が必要であり、責任者の承認済みを確認した後、加入コード(各チームにチーム登録時に発行されたもの)を入力して登録することとする。

(大会に関する登録)

第9条の2 大会に関する登録、本連盟主催大会の参加申込み(チーム登録)等については、次のとおりとする。

- (1) 大会に出場を希望するチームは、規約第7条に規定されている登録(同条3項に基づく登録に関する規則及び細則を含む)を全て済ませていなければならない。
- (2) 大会の参加料は、大会要項に表記する。
なお、一旦参加申込みを行ったチームは、棄権等があっても、参加料は納めなければならない。

(3) 同一大会におけるベンチスタッフについて

ア ベンチスタッフは、2チーム以上を兼任することはできない。ただし、部長、ドクターについては、同一団体に限りU14男子U14女子、U19男子、U19女子のベンチスタッフを兼務することができる。

(4) 全国大会について

ア 全国大会に出場するチームは、岐阜県予選大会申込締切までに本条に従い登録を済ませているチーム及び選手であり、当連盟が推薦したチームであること。

イ 予選大会時に本連盟の他チームで参加していたチームスタッフ及び選手が全国大会出場チームに移籍することはできないものとする。

ウ ベンチスタッフの変更は、大会当日1日通しての変更登録とし、大会当日の受付時に「ベンチスタッフ変更届」を競技委員長に提出するものとする。

(移籍した選手の大会参加)

第9条の3 移籍した選手の大会等に関する参加資格は、次のとおりとする。なお参加資格の有無は、役員会にて判断する。

- (1) 移籍後の最初の全国大会県予選会には参加を認めない（移籍後1年以上経過した場合を除く）。
- (2) 移籍の原因が、次に記載する場合には、制限なく参加を認める。
 - ① 移籍の理由が、旧加盟団体もしくは準加盟団体の解散あるいは活動休止により移籍を余儀なくされた場合
 - ② 移籍の理由が、住居の移転により、旧加盟団体もしくは準加盟団体での活動ができなくなった場合
 - ③ その他、①②に準じる場合

(議決権の委任)

第10条 本連盟規約16条6項に基づく議決権の委任は、本連盟が定める委任状に基づき、委任を行う。

- 2 前項に基づく委任は、委任状用紙に記載された期限内に行わなければならない。
- 3 委任状を提出した理事が、委任を行った理事会に出席する場合、当該理事会において、受任者の承諾を得て委任を取り消さない限り、議決権を行使することはできない。

(助成金その他)

第11条 助成金の受領については役員会で、助成金の支出に関しては理事会で、それぞれ審議する。

- 2 本連盟に関係する弔事見舞は、概ね次のとおりとし、返礼は不要とする。
 - (1) 役員・・・(本人5,000円・配偶者3,000円)

(役員等の上部団体への派遣)

第12条 県協会の常任理事として理事長を派遣し、県協会の理事については、役員会において派遣する役員を決定する。

- 2 前項以外の県協会の各専門委員会等に派遣する役員は、役員会において決定する。

(旅費等諸経費)

第13条 役員等の諸行事の運営及び派遣に関する旅費及び日当の支払いは、県協会の基準に準じて支給する。

県外で開催される大会及び会議への派遣についても、旅費、日当を支給する。

- 2 大会当日の役員及び大会運営スタッフについては、前項の規定に関わらず県協会の基準に準じて支給する。
- 3 講習会の講師には、旅費・日当を支給する。

- 4 旅費は、県協会の基準に準じて支給する。県外に関しては最も経済的な公共交通機関による最寄駅間の実費を支給する。

(罰則)

第14条 本連盟関係者に対する処分は、JVAが定める「競技者及び役員倫理規定」並びに「岐阜県バレーボール協会競技者及び役員倫理規程」を参考として行う。

- 2 本連盟規約、細則及びコンプライアンス規則、JVAが定める「コンプライアンス規定」並びに「岐阜県バレーボール協会コンプライアンス規定等の諸規程に違反する行為についての処分は、次のとおりとする。

① 個人に関する処分

- (i) 嚴重注意・同様の事態が生じないよう厳しく注意を行う。
- (ii) 譴責処分・嚴重注意の上に戒めを行い、同時に反省文の提出を求める。
- (iii) 資格に関する処分・譴責に加えて、資格ごとに以下の処分(一つ又は複数)を行う。
理事に関する処分・期間を定めた理事資格の停止、ベンチ入りの禁止、大会会場への入場禁止。
チームスタッフに関する処分・期間を定めたベンチ入りの禁止、大会会場への入場禁止
選手に関する処分・期間を定めた大会の参加資格の喪失、大会会場への入場禁止

保護者に関する処分・期間を定めた大会会場への入場禁止

② 加盟団体に関する処分・団体に責任があると判断される場合

- (i) 嚴重注意・同様の事態が生じないよう厳しく注意を行う。
- (ii) 譴責処分・嚴重注意の上に戒めを行い、同時に反省文の提出を求める。
- (iii) 出場停止処分・譴責処分に加え、期間を定めた当連盟の大会への参加資格の喪失
- (IV) その他推薦に関する判断・上記いずれの処分も全国大会への推薦の是非に関する判断資料とする。

- 3 本連盟の処分権限を超える違反行為(刑事事件に該当する行為、指導者資格の停止や喪失に関するものなど)が確認された場合、当連盟は、関係官庁や関係諸団体に対して、調査結果その他の資料を添付の上、通報する。

- 4 理事長は、本条に規定する罰則の適用及びその処置は、内容を十分調査し検討するとともに岐阜県バレーボール協会と協議しながら、役員会において審議し決定の上、理事会に報告する。

- 5 理事会は、本連盟の加盟団体あるいは準加盟団体に、本連盟の規約、規則、細則等に関する違反があり、次に定める事由に該当する場合には、当該団体の加入資格を取消することができる。

- (1) 違反内容が重大であり、本連盟への所属を認めることが相当でないと判断される場合
- (2) 理事長から改善の指導がなされたにもかかわらず指導に従わない場合
- (3) 理事長から改善の指導がなされ、相当期間が経過したにもかかわらず改善が認められないと判断される場合

- 6 理事会は、本連盟の加盟団体あるいは準加盟団体に、連盟の規約、規則、細則等に関する違反があり、前項の取消には 該当しないものと判断した時は、次に定める処分を行う。なお、活動停止の処分は、大会参加資格の停止を含み。停止中期間中の当該団体選出の理事は、理事会に出席することはできるが、議決権を行使できないものとする。

- (1) 1か月以上3年以下の範囲で期間を定めた活動の停止
- (2) 活動再開条件を明示した上での期限を定めない活動の停止

- (3) 連盟主催の大会(全国大会予選会を含む)の参加資格の停止。この場合は、資格を停止する大会を明示する。

- 7 理事長は、本連盟の加盟団体あるいは準加盟団体に、連盟の規約、規則、細則等

に関する違反があり、緊急性があつて、かつ本条第1項及び本条第2項の理事会の決議を待つことができない場合には、役員会の承認を得て、処分の日から期間を2か月以内とする範囲で、当連盟に関する活動を休止させることができる。この場合、理事長は、処分の日から2か月以内に理事会を開催し、違反及び処分に関する報告を行うとともに、さらに理事会で本条第1項または第2項に定める処分に関する決議を行う。

8 理事会において、第1項または第2項の審理を行う場合、審

理の対象となつた団体の代表者に対して、理事会での発言の機会を与える。なお、代表者の発言は、文書の提出をもって代えることができる。

9 前項に定める代表者の発言の機会の付与は、機会を付与することでもって足り、代表者が理事会に欠席した場合や文書を提出しなかった場合、あるいは理事会に出席したものの発言をしなかった場合でも、理事会は処分を決定することができる。

(不服申立)

第14条の2 第14条に基づき理事長から処分の通知を受けた者は、通知を受けた日から2週間以内に、処分に関する不服申立てを行うことができる。

2 前項の不服申立は、理事長宛の不服申立書を事務局長に提出（送付）し、さらに不服の申立を行った日から3週間以内に、不服の理由書を提出する。その際、不服申立に関する証拠がある場合、証拠の概要を記載したものを併せて提出する。

3 本条による不服申立がなされた場合、この処分に関する判断は、理事会にて審理の上、決議する。

(その他の委任)

第15条 この規則で定めたもののほか、必要な事項は、理事長が決定する。

2 理事長が専決処分した事項は、次の理事会において報告するものとする。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月12日改正）

この改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月18日改正）

この改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月21日改正）

この改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月11日改正）

この改正規定は、令和4年6月11日から施行する。

附 則（令和6年 3月10日改正）

この改正規定は、令和6年 3月10日から施行する。